

# 鳥取県ハラスメント防止要綱

## 1 目的

この要綱は、職員によるハラスメント行為の防止に関し、必要な事項を定めることにより、相互に人権を尊重し合う良好な職場環境及び行政に対する信頼性を確保することを目的とする。

## 2 定義

(1) この要綱において「職場」とは、職員がその職務を遂行する場所をいい、公務のための旅行先その他職員が通常勤務をする場所以外の場所及び職場の上下関係や人間関係がそのまま持続する宴席その他実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。

(2) この要綱において「ハラスメント」とは、職場における本来の業務、指導、人材育成等の適正な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害するような嫌がらせ等を継続的に行い、それを受けた職員の働く環境を悪化させたり雇用について不安を与えることをいう（職員が職員以外に対して職務上行う行為を含む。）。

なお、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては含まないものとする。

## 3 基本理念

### (1) 県の責務

- ① 県は、職員によるハラスメント行為の未然防止及び排除に努めるものとする。
- ② 現にハラスメント行為が発生した場合には、県は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて全庁的な再発防止方策を講じるものとする。この場合において、被害事案に係る苦情相談に当たっては、被害者及び行為者のプライバシーの保護に十分留意するものとする。

また、職員又は職員以外の者が相談したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを受けないよう、十分留意するものとする。

### (2) 職員の責務

- ① 職員は、ハラスメント行為は単なる当事者の問題として理解することなく、職場全体の問題並びに人権意識につながる重要な問題であるとの認識に立って、その防止に努めるものとする。
- ② 職員は、現にハラスメント行為が発生していると認めるときは、進んで相談窓口にご相談する等その解決に向け積極的に行動するものとする。

## 4 相談体制

### (1) 職員からの相談窓口の設置

① 相談員の構成

職員によるハラスメント行為に関する相談を受けるため、次のとおり相談員を置く。

ア 外部相談員（1人）

イ 内部相談員

・・・本庁各部局及び地方機関の各地区及び職員支援課に設置

② 相談員の職務

相談員の職務は、次のとおりとする。

ア 職員によるハラスメント行為に対する苦情相談の内容聴取及び調査

イ 被害者に対する助言指導

ウ 加害者及び所属職場に対する指導及び必要なあつせん（軽易なものに限る）

エ ハラスメント防止委員会への調査審議並びに加害者及び所属職場に対する指導・措置の検討要請

オ ハラスメント防止委員会への相談対応状況の報告

（注）相談員は、相談を受けたときは迅速かつ適切に処理するよう努めることとし、相談員のみでの対応では困難と判断した場合には、直ちに防止委員会への調査審議を要請すること。

③ 相談方法

ア 職員は①の相談員のいずれに対しても苦情相談を行うことができる。

イ 相談は、直接面接、電話、文書等のような方法でも可能とする。

ウ 匿名による相談も可能とする。希望するときは、申し出ること。

（2）職員以外の者からの相談窓口の設置

職員による、職務上接する職員以外の者に対するハラスメント行為に関して、職員以外の者からの相談を受けるため、職員支援課に相談窓口を設置する。

① 相談対応

職員支援課で受け付けた相談に対しては、次のとおり対応する。

ア 職員によるハラスメント行為に対する苦情相談の内容聴取及び調査

イ 加害者及び所属職場に対する指導及び必要なあつせん（軽易なものに限る）

ウ ハラスメント防止委員会への調査審議並びに加害者及び所属職場に対する指導・措置の検討要請

エ ハラスメント防止委員会への相談対応状況の報告

② 相談方法

ア 相談は、電話、電子メール、手紙で受け付けるものとする。

イ 匿名による相談も可能とする。

※相談内容により、職員支援課から（1）①の外部相談員へ相談対応を依頼する場合もある。

## 5 ハラスメント防止委員会

### (1) 設置及び構成

県庁におけるハラスメント行為の未然防止及び被害に組織的に対応するため、次のとおりハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を設置する。

#### ① 委員

管理職員・・・女性活躍推進課長、人権局人権・同和対策課長

一般職員・・・各部推薦者(5人、うち1人は会計年度任用職員)、職員団体推薦者(5人、うち1人は会計年度任用職員)

#### ② 会長

管理職委員の互選とする。

### (2) 防止委員会の職務

① 相談員からの相談対応状況報告の把握

② 相談員からの要請に基づく加害者及び所属職場に対する指導・措置の調査審議並びに人事当局への処分の要請

③ 県に対する全庁的な対策、必要な措置の提言

### (3) 会議

防止委員会の会議は、必要に応じて、随時に開催することとする。

### (4) 事務局

職員支援課

## 6 職員の処分

人事当局は、職員のハラスメント行為により著しい被害を受けた事案が発生した場合、防止委員会から処分の要請があった場合、その他必要があると認める場合には、速やかに必要な調査を行い、地方公務員法第27条の規定に基づく懲戒処分の適否を検討するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、防止委員会に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

## 7 職員の意識啓発

(1) 県は、研修会の開催、パンフレット配付等を通して、常にハラスメント行為に対する職員の意識向上及び普及啓発に努めるものとする。

(2) 県は、特に新たに職員となった者及び新たに管理監督者になった者に対し、ハラスメント行為防止に対する意識の向上に努めるものとする。

## 8 その他

他任命権者の職員によるハラスメント行為に対する相談を受けた場合は、相談者本人の同意を得て、該当する任命権者の担当者に取り次ぐものとする。

附 則

この要綱は、平成12年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月9日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。